

○笛吹市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領

平成16年12月10日

告示第129号

改正 平成18年3月31日告示第76号

平成19年3月30日告示第54号

平成19年5月21日告示第93号

平成20年3月25日告示第26号

平成21年8月11日告示第95号

平成22年2月12日告示第8号

平成23年2月1日告示第27号

この要領は、笛吹市が発注する物品購入等の契約(建設工事の請負並びに建設工事の測量調査、設計及び監理の委託に係るものを除く。以下「物品購入等契約」という。)の適正かつ円滑な履行を確保するため、市が行う一般競争入札及び指名競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

- 第1 市長は、有資格業者名簿に登録された業者(以下「業者」という。)が、別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当すると認められるときは、必要に応じて笛吹市公正入札調査委員会の意見を聴き、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該業者について入札参加資格停止を行うものとする。
- 2 市長は、別表第2の措置要件第4号から第9号までの暴力団関係者等を理由として入札参加資格停止を行うときは、あらかじめ山梨県警察本部刑事部長の意見を聴くものとする。
- 3 市長が入札参加資格停止を行ったときは、当該入札参加資格停止を受けた業者は、停止期間中は市の入札に参加することができない。又、物品購入等契約を所管する関係部・課等の長(以下、「関係部・課長等」という。)は、物品購入等契約のための指名を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る業者を指名してはならない。当該入札参加資格停止に係る業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負業者に関する入札参加資格停止)

- 第2 市長は、第1第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき下請負業者があることが明らかになったときは、当該下請負業者について、元請負業者の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を

定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。

(入札参加資格停止の期間の特例)

第3 業者が第1第1項の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 業者が、次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の入札参加資格停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(入札参加資格停止中を含む。)に別表第1各号又は別表第2各号の要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第10号から第13号までの措置要件に係る入札参加資格停止期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第10号から第13号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く)。

3 市長は、業者について情状酌量すべき特別な理由があるため、別表第1、別表第2の各号及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 市長は、業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月)まで延長することができるものとする。

5 市長は、入札参加資格停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。

6 市長は、入札参加資格停止期間中の業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例)

第4 市長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加資格停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年

法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は市長が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第10号又は第12号に該当したとき。
- (2) 別表第2第10号から第13号までに該当する業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第10号又は第12号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第10号又は第11号に該当する業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第12号又は第13号に該当する業者に悪質な事由があるとき。

- 2 市長は、別表第2第10号又は第11号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすることができる。この場合において、この項前段の期間が別表第2第10号又は第11号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。

(事件等の報告及び入札参加資格停止の通知)

- 第5 物品購入等契約を所管する関係部・課長等は、この要領に該当すると思われる事件等が発生したときは、速やかに管財課長に報告するとともに、事件等報告書(様式第1号)により市長にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、第1第1項若しくは第2の規定により入札参加資格停止を行い、第3第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、関係部・課長等に対し入札参加資格停止について(様式第2号)により、

当該業者に対しては入札参加資格停止通知書(様式第3号)、入札参加資格停止期間変更通知書(様式第4号)又は入札参加資格停止解除通知書(様式第5号)により遅滞なく通知するものとする。ただし、当該業者については、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 3 市長は、前項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の理由が市の発注した物品購入等契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の制限)

- 第6 関係部・課長等は、入札参加資格停止の期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、随意契約の相手方でやむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認(様式第6号)を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

- 第7 市長は、入札参加資格停止の期間中の業者が市の発注した物品購入等契約の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

- 第8 市長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合及び不法行為等に基づく措置の適用範囲)

- 第9 贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合及び不正・不誠実な行為を理由として入札参加資格停止を行う場合の適用範囲は、関東1都7県内とする。ただし、特に重大かつ悪質なもので市長が必要と認めるものについては、全国適用もできるものとする。

- 2 別表第2の措置要件第4号から第9号までの暴力団関係者等を理由として入札参加資格停止を行う場合の適用範囲は全国とする。

附 則

この告示は平成16年12月10日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第76号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第54号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前にした措置基準別表第2の贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合に係る指名停止措置については、平成18年4月1日施行の例による。

附 則(平成19年5月21日告示第93号)

(施行期日)

この告示は、平成19年5月22日から施行する。

附 則(平成20年3月25日告示第26号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者について、措置基準別表第2の贈賄、独占禁止法違反行為、競争入札妨害又は談合における措置要件のいずれかの期間を適用する場合にあっては、平成20年3月1日前の事実により改正前の同項各号のいずれかに該当すると認められる者については、従前の例による。

附 則(平成21年8月11日告示第95号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月12日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月1日告示第27号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第1関係)

虚偽記載等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市の発注する物品購入等契約に係る競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査確認資料その他の入札前の調査資料(事後審査型条件付き一般競争入札における提出書類を含む。)に虚偽の記載をし、物品購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑な履行)</p> <p>2 市の発注した物品購入等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>3 市以外の発注した物品購入等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第1号に掲げる場合のほか、市の発注した物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、物品購入等契約の相手方として不相当であると認められとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市の発注した物品購入等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般の物品購入等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p>	

7 市の発注した物品購入等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
8 一般の物品購入等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2(第1関係)

贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合及び不法行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 業者である個人又は業者である法人の役員(以下「業者役員等」という。)若しくはその使用人が笛吹市(以下「市」という。)の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から8箇月以上24箇月以内
2 業者役員等又はその使用人が市の職員以外に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上18箇月以内
(暴力団関係者等)	
3 業者役員等が、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき、又は暴力団関係者が業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間
4 業者役員等が、市の発注した物品購入等の契約の履行に関して、暴力団関係者が関与する個人又は法人であることを知りながら、当該個人又は法人を下請等にしたと認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
5 業者役員等が、業務に関し暴力団関係者を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
6 業者役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内

7 業者役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
8 市の発注した業務に関し、暴力団関係者から不当介入(不当要求又は業務妨害)を受けたにもかかわらず、発注者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
9 市の発注する物品購入等の契約の件に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から8箇月以上24箇月以内
10 市以外の公共機関が発注する物品購入等の契約の件に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から4箇月以上12箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
11 市の発注する物品購入等の契約の件に関し、業者役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から8箇月以上24箇月以内
12 業者役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から4箇月以上12箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市の発注する物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員が禁錮以上の刑に当たたる犯罪の容疑により公訴を提訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

笛吹市物品購入等契約に係る入札参加資格停止措置要領運用細目(暴力団関係者等の入札参加資格停止措置要件について)

措置要件	笛吹市物品購入等契約に係る入札参加資格停止措置要領運用細目
------	-------------------------------

別表第2第3号	<p>◎ 「経営に実質的に関与している」とは、次のような場合をいう。</p> <p>ア 株主として事実上経営を支配していると認められるとき。</p> <p>イ 顧問、相談役等の肩書を持ち、経営に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 家族又は第三者の名義になっているが、名義人と同一生計になっていると認められるとき。</p> <p>◎ 「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員又は特定の暴力団との繋がりが明らかな準構成員をいう。</p>
別表第2第4号	<p>◎ 「暴力団関係者が関与する個人又は法人」とは次のような場合をいう。</p> <p>ア 個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が暴力団関係者であると認められるとき。</p> <p>イ 役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる以外の者が暴力団関係者と認められるとき。</p> <p>ウ 当該法人を暴力団関係者が、株主として事実上経営を支配していると認められるとき。</p> <p>エ 暴力団関係者が、当該個人又は法人の顧問、相談役等の肩書を持ち、経営に関与していると認められるとき。</p> <p>オ 当該個人又は法人は第三者の名義になっているが、暴力団関係者が名義人と同一生計になっていると認められるとき。</p>
別表第2第5号	<p>◎ 「業務に関し暴力団関係者を使用した」とは、次のような場合をいう。</p> <p>ア 暴力団関係者を使用して、入札において自社が有利となるように他社を妨害したとき。</p> <p>イ 暴力団関係者を使用して、下請に使用するよう他社に強要したとき。</p> <p>ウ 暴力団関係者を使用して、物品購入等の代金の債務を履行せず、又は不当な値引きを強要したとき。</p> <p>エ 正当な債権であっても、暴力団関係者を使用して、債権の履行を強要したとき。</p> <p>オ その他業務に関し、不法、不当に暴力団関係者を使用したとき。</p>
別表第2第6号	<p>◎ 「金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた」とは、次のような場合をいう。</p>

	<p>ア 商取引、冠婚葬祭等社会的儀礼行為において社会通念上適切な価格を著しく超えているとき。</p> <p>イ 自社の物品購入等の契約の履行に関し、騒音等迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由のない金品を供与したとき。</p> <p>ウ その他正当な理由のない財産上の利益を与えたとき。</p> <p>エ 暴力団関係者が実質的に経営を支配している会社、実質的に運営を支配している団体等に対して、実情を知って、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えた場合についても、同様の処分の対象とする。</p>
別表第2第7号	<p>◎ 「社会的に非難されるべき関係」とは、次のような場合をいう。</p> <p>ア 自らが主催するパーティその他の会合に暴力団関係者を招待し、又は暴力団関係者が参加するパーティその他の会合に出席すること。</p> <p>イ 暴力団関係者と飲食、旅行、ゴルフ、マージャン等をする事。</p> <p>ウ 暴力団関係者と共同で事業を行っていること。</p> <p>エ 暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること。</p> <p>オ 暴力団事務所や暴力団関係者宅へ出入りすること、又は、事務所や自宅に暴力団関係者が出入りすること。</p>